
(仮称) 地域 DX センター整備事業設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年2月

一般財団法人塩尻市振興公社

目次

第1	プロポーザルの趣旨	1
第2	プロポーザルの概要	1
1	名称	1
2	実施主体	1
3	事務局	1
第3	業務の概要	1
1	業務名称	1
2	業務内容	1
3	履行期間	1
4	発注者	2
5	契約上限額	2
6	特記仕様書	2
7	留意事項	2
第4	計画事業の概要	2
第5	実施スケジュール	3
第6	参加資格	3
1	参加資格要件	3
2	参加に対する制限	4
第7	配置技術者に関する要件	4
第8	参加申込み及び資格要件の確認	5
1	提出期間	5
2	提出方法	5
3	提出物及び提出方法	5
4	参加資格結果の通知	6
第9	電子データの提供	6
1	申請期間	6

2 提供資料.....	6
3 提供方法.....	6
4 その他.....	7
第10 現場説明会.....	7
1 実施日時.....	7
2 現場説明会への参加申込.....	7
3 集合場所.....	7
4 その他.....	7
第11 質問書の提出及び回答.....	7
1 受付期間.....	7
2 提出方法.....	8
3 回答.....	8
第12 提案書等.....	8
1 提出期間.....	8
2 提出方法.....	8
3 提出書類及び提出部数.....	8
4 提出書類の作成方法.....	8
5 その他.....	10
第13 審査.....	10
1 審査方法.....	10
2 評価項目及び配点.....	11
3 審査委員会.....	12
4 審査結果.....	12
第14 契約手続き等.....	12
1 契約の締結.....	12
2 契約の成立.....	12
第15 失格事項.....	13
第16 その他.....	13

第1 プロポーザルの趣旨

(仮称) 地域 DX センター整備事業設計業務公募型プロポーザル (以下、「本プロポーザル」という。) は、(仮称) 地域 DX センター整備事業 (以下、「本事業」という。) における基本設計業務の受託者を選定するにあたり、関係図書等を踏まえて事業の特性等を十分に理解し、豊富な経験や能力をもって、新たな空間のあり方を設計案として形作ることのできる優れた設計候補者を特定するため、公募型プロポーザル方式によって広く提案を求めるものであり、本要領はその手続きについて必要な事項を定めるものである。

第2 プロポーザルの概要

1 名称

(仮称) 地域 DX センター整備事業設計業務公募型プロポーザル

2 実施主体

一般財団法人塩尻市振興公社

3 事務局

一般財団法人塩尻市振興公社 米窪、田村

〒399-0737

長野県塩尻市大門八番町1番2号 塩尻インキュベーションプラザ事務室

TEL 0263-51-0802

E-mail sip-member@shiojiri.com、kanmin@city.shiojiri.lg.jp、shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※3つのメールアドレスを宛先に設定して送信すること。

第3 業務の概要

1 業務名称

(仮称) 地域 DX センター整備事業設計業務 (以下、「本業務」という。)

2 業務内容

- (1) 本事業における既存建物の改修に係る基本設計業務
- (2) 実施設計・施工一括発注方式 (以下「DB方式」という。) による事業者の募集選定に際して必要な発注仕様書 (要求水準書、諸元表等) の作成業務
- (3) DB方式の事業者選考 (契約締結まで) に係る技術支援 (質疑回答、技術提案の採否検討等) 業務
- (4) 実施設計者に対する基本設計意図伝達業務
- (5) 実施設計、改修工事におけるデザイン監修業務

3 履行期間

契約締結日から業務内容ごとに以下の期日までとする。

「2業務内容」(1)、(2): 令和4年6月30日

「2業務内容」(3)~(5): 平成5年3月31日

4 発注者

一般財団法人塩尻市振興公社

5 契約上限額

19,404,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 特記仕様書

業務内容及び業務仕様の詳細は、別紙1 特記仕様書を参照すること。

7 留意事項

本業務の支援を、塩尻市企画政策部官民連携推進課及び同市総務部公共施設マネジメント課(以下、「官民連携推進課等」という。)に依頼している。官民連携推進課等から依頼等が行われた場合においては、これを監督員によるものとして対応すること。

なお、塩尻市の組織再編等によって所管部署が変更となった場合は、それぞれ官民連携推進課等の事務の移管を受けた部署に権限が引き継がれるものとする。

第4 計画事業の概要

塩尻市では、令和3年5月に策定した「塩尻市デジタル・トランスフォーメーション戦略」に基づき、地域課題の解決と地域住民の生活の質の向上を目指して行政DXと地域DXの各領域で戦略的に事業を展開している。地域DX領域においては、自動運転やのるーと塩尻といった交通DX分野を中心に、全国的にも先進的な都市機能を地域実装すべく、官民協働の取り組みを進めているところである。

本事業は、前述のような地域DX領域の取組みをさらに加速し、より多くの都市機能を早期に実装するため、先進的な技術やノウハウを有する都市部企業や大学研究機関、関係省庁等が集積し、官民協働による新たな都市機能の研究・開発・実装を担う拠点としてサテライトオフィスやワーキング、交流スペース等の機能を備えた（仮称）地域DXセンターを整備するものである。

詳細は、別紙2 計画概要及び参考資料1（仮称）地域DXセンター整備事業計画構想資料を参照すること。

第5 実施スケジュール

	内容	日時
1	実施要領等の公開	令和4年2月28日(月)
2	参加表明書等の提出期間	令和4年2月28日(月)から 令和4年3月15日(火)正午まで
3	電子データの申請期間	令和4年2月28日(月)から 令和4年3月15日(火)正午まで
4	現場説明会申込期間	令和4年2月28日(月)から 令和4年3月3日(木)15時まで
5	現場説明会	令和4年3月4日(金)
6	質問書提出期間	令和4年2月28日(月)から 令和4年3月9日(水)正午まで
7	質問に対する最終回答	令和4年3月11日(金)
8	参加資格結果通知	令和4年3月17日(木)
9	提案書等の提出期間	令和4年4月4日(月)から 令和4年4月6日(水)正午まで
10	一次審査	令和4年4月11日(月)
11	一次審査結果通知	令和4年4月11日(月)
12	二次審査	令和4年4月13日(水)
13	審査結果通知	令和4年4月13日(水)
14	審査結果公表	令和4年4月14日(木)
15	契約予定日	令和4年4月15日(金)

第6 参加資格

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下、「参加適格者」という。）は、次に掲げるすべての参加資格要件を満たす単体企業又は設計共同体（以下、「設計JV」という。）とする。

なお、設計JVにおいては代表構成員が全ての要件を満たすものとし、構成員は(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)の要件を満たすものとする。また、設計JVの出資比率最小限度基準は20%とする。

- (1) 本要領等の公開の日（以下、「公開日」という。）において、長野県内に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を有していること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (2) 令和3、4年度塩尻市入札参加資格に登録された者（以下「登録者」という。）であること。
なお、登録者でないものにおいては、参加表明時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を併せて提出し、確認を受けるものとする。
- (3) 公開日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国又は普通地方公共団体が発注する工事で「平成31年国土交通省告示第98号別添二」に

よる建築物の類型第三号から第十二号に該当する建築物の新築又は改築の基本設計業務又は実施設計業務のうち、平成23年4月1日以降に発注され、公開日までに完了している業務の実績を有すること。

- (5) 「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型第四号第一類の事務所等又は同号第二類の庁舎等に該当する建築物の新築又は改築の基本設計業務又は実施設計業務のうち、平成23年4月1日以降に発注され、公開日までに完了している業務の実績を有すること。なお、前項及び本項の設計業務実績は、元請けとして単独又は設計共同体の構成員（出資比率20%以上に限る）としての実績とする。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (10) 設計JVの構成員が他の設計JVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

2 参加に対する制限

- (1) 一者につき一提案とする。
- (2) 次に掲げる者は、参加適格者であっても本プロポーザルには参加できない。また、本プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加申込者」という。）は、次に掲げるものから直接的又は間接的に支援を受けることはできない。
 - ア 審査委員会の委員及びその家族
 - イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に所属する者

第7 配置技術者に関する要件

配置技術者に関する要件は以下のとおりとする。

技術者	要件等
管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。 ・ 公開日以前から3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること（個人事業主を除く）。 ・ 設計JVの場合は、代表構成員に配置すること。 ・ 国又は普通地方公共団体が発注する工事で「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型第三号から第十二号に該当する建築物の新築又は改築の基本設計業務又は実施設計業務のうち、平成23年4月1日以降に発注され、公開日までに完了してい

	る業務に管理技術者、照査技術者又は意匠主任技術者として携わった実績を有すること。
意匠主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。 ・ 基本設計又は実施設計業務に携わった経験を有すること。
電気設備主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士の資格又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士の資格を有すること。 ・ 基本設計又は実施設計業務に携わった経験を有すること。
機械設備主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士の資格又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士の資格を有すること。 ・ 基本設計又は実施設計業務に携わった経験を有すること。
積算主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築コスト管理士（公益社団法人日本建築積算協会）又は建築積算士（公益社団法人日本建築積算協会）の資格を有すること。 ・ 基本設計又は実施設計業務に携わった経験を有すること。

- (1) 管理技術者は、その業務に支障をきたさない範囲においては、意匠主任技術者との兼務ができるものとする。
- (2) 各主任技術者は、複数の専門分野を兼務することができないものとする。
- (3) 本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務の専門分野（管理技術者及び意匠主任技術者を除く。）に関して他の建築士事務所に再委託することができるものとする。ただし、この再委託事務所は、第6「1参加資格要件」のさ(3)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)の要件を満たすものとする。また、この再委託事務所は、他の設計JVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加していない者とする。

第8 参加申込み及び資格要件の確認

参加申込者は、所定の参加申込書（第8の3に記載の提出物一式をいう。）を提出期間内に事務局に提出すること。

1 提出期間

令和4年2月28日（月）から令和4年3月15日（火）正午まで

2 提出方法

参加申込書は、事務局に郵送で提出すること。郵送は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話で行うこと。配達指定時間及び電話の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間とする。

なお、指定の方法以外で提出されたものや提出期間外に提出されたものは、いかなる理由があっても受け付けないので提出方法や期限を厳守すること。以降の手続きについても同様とする。

3 提出物及び提出方法

- (1) 参加表明書（様式1-1又は1-2） 2部

- (2) 参加資格確認書（様式2） 2部
事務所の資格、実績を確認できる資料を添付すること。
- (3) 設計JVの協定書又はこれに準ずる書類（任意様式） 2部
- (4) 参加表明書添付書類（塩尻市入札参加資格登録者でない場合） 2部
必要書類は、【参考】塩尻市建設コンサルタント等入札参加資格審査申請提出書類確認票(新規登録)を参照すること。
- (5) 会社概要書（様式3） 2部
法人等のパンフレット等がある場合は添付すること。
- (6) 上記提出物の電子データを格納したCD-R又はDVD-R..... 2部
格納するデータは、PDF形式とする。

4 参加資格結果の通知

参加申込書に基づき参加資格要件を確認した結果を、全ての参加申込者に対して令和4年3月17日（木）午後5時までに電子メールで通知する。併せて、参加資格を有すると認められた参加申込者（以下、「参加者」という。）には参加者番号も通知する。参加者番号は、以降の本プロポーザルに係る手続きで同一のものを使用する。

第9 電子データの提供

本プロポーザル参考資料等の電子データの提供については、以下のとおり取り扱うものとする。

1 申請期間

令和4年2月28日（月）から令和4年3月15日（火）正午まで

2 提供資料

- (1) (仮称) 地域DXセンター整備事業計画構想資料（参考資料1）
- (2) 塩尻市における自動運転・MaaSの取組み（参考資料2）
- (3) 既存施設図面（PDF形式のスキャンデータ）（参考図面）
 - ア 平面図
 - イ 断面図
 - ウ 立面図
 - エ 仕上表
 - オ 詳細図（一部）

3 提供方法

電子データの受領を希望する者は、事務局に電子メールで申請すること。この際、件名を「【データ希望】(仮称) 地域DXセンター整備事業設計業務プロポーザル」とし、守秘義務誓約書（様式4）に必要事項を記載して添付すること。

電子データは申請メールアドレスにzip形式で送信する。

4 その他

2 提供資料以外に、以下の資料が塩尻市公式ホームページで公開されているので参考とすること。

(1) 塩尻市デジタル・トランスフォーメーション戦略

(<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/9/2338.html>)

(2) 自営型テレワーク推進事業「KADO」

(<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/10/16988.html>)

第10 現場説明会

現場説明会を以下のとおり開催する。事業計画及び施設概要を本公社から説明するとともに、対象区画や既存設備の確認等に対して可能な範囲で対応する。また、当日は既存建物等に関する質問のみ受け付けることとし、本プロポーザルの手続き全般に関する質問等それ以外のものについては後述の質問書により受け付けることとする。ただし、事業計画に関する質問は現場説明会及び質問書を問わず一切受け付けない。

なお、説明会時の質疑応答については後日質問回答として本公社ホームページに掲載する。

1 実施日時

令和4年3月4日（金） 午後2時から午後4時まで

2 現場説明会への参加申込

現場説明会に参加を希望する参加申込者は、現場説明会申込書（様式5）に必要事項を記入の上、令和4年3月3日（木）午後3時までに事務局に電子メールで提出すること。この際、メールの件名を「【説明会申込】（仮称）地域DXセンター整備事業設計業務プロポーザル」とすること。

なお、現場説明会への参加申込者あたりの最大参加人数は4名とする。

3 集合場所

ウイングロード（塩尻市大門一番町7番1号） 2階エレベーター付近

4 その他

現場説明会当日は動画又は写真の撮影及び音声の録音ができるものとする。ただし、事前に事務局に対して申し出るとともに、事務局の指示に従うことを条件とする。

また、事業対象地が存する施設全体は、本プロポーザル期間中も通常営業中である。現場説明会以外の日程で現場確認や調査を行うことは厳に慎むこと。施設の運営管理上不適切と認められる事態が明らかになり、その内容が悪質である場合には当該参加者を失格とする場合がある。

第11 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある参加申込者は、次のとおり質問書を提出すること。

1 受付期間

令和4年2月28日（月）から令和4年3月9日（水）正午まで

2 提出方法

質問がある場合は、その内容を質問書（様式6）に記入し、事務局に電子メールで提出すること。この際、メールの件名を「【質問提出】（仮称）地域DXセンター整備事業設計業務プロポーザル」とすること。

3 回答

一括してとりまとめ、本公社ホームページに順次公開する。最終回答は令和4年3月11日（金）とし、回答内容は本要領及び関係資料の追加又は修正として取り扱う。

第12 提案書等

参加者は、所定の提案書等（第12の3に記載の提出物一式をいう。）を提出期間内に事務局に提出すること。

1 提出期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月6日（水）正午まで

2 提出方法

提案書等は、事務局に郵送で提出すること。郵送は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話で行うこと。

提出期間内の資料の追加及び修正は認めるが、期限後の追加及び修正は一切認めない。

3 提出書類及び提出部数

- (1) 提案書提出届（様式7） 2部
- (2) 業務実績及び配置技術者 2部
 - ア 参加者の実績（様式8）
 - イ 管理技術者の資格及び実績（様式9-1）
 - ウ 各主任技術者の資格及び実績（様式9-2～9-5）
 - エ 再委託事務所の名称等（様式10）
- (3) 提案書 12部
 - ア 提案書表紙（様式11）
 - イ 提案書（様式12）
- (4) 上記提出物の電子データを格納したCD-R又はDVD-R..... 2枚

4 提出書類の作成方法

- (1) 提案書提出届（様式7）

必要事項を記入して提出する。

- (2) 参加者の実績（様式8）

第6「1参加資格要件」(4)に規定する業務の受注実績（以下、「必須実績」という。）と本業務の同種又は類似業務の受注実績（以下、「同種類実績」という。）について記入する。また、

実績の証明を確認するため、記入した業務の契約書の写し、業務仕様書、施設概要や図面等の資料を添付すること。

なお、受注実績とは、元請としての単独又は設計JVの構成員（出資比率20%以上に限る）としての実績とする。

同種類実績が複数ある場合には、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きなものから順に合計5件まで記入する。同種及び類似業務は以下のとおりとする。

ア 同種業務：平成23年4月1日以降に発注され、公開日までに完了しているサテライトオフィス又はコワーキングオフィスの新築又は改築の設計業務（基本設計業務又は実施設計業務）

イ 類似業務：第6「1参加資格要件」(5)に示す業務

(3) 管理技術者の資格及び実績（様式9-1）

本業務を担当する管理技術者について記入する。当該事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付すること（個人事業主の場合を除く）。

ア 第7に規定する資格状況について記入すること。また、記入した資格を証明する資料（免許証の写し等）を添付すること。

イ 必須実績は、当該管理技術者が管理技術者、照査技術者又は意匠主任技術者として携わった実績を記入すること。

ウ 同種類実績は、当該管理技術者が管理技術者、照査技術者又は意匠主任技術者として携わった実績を記入することとし、実績が複数ある場合には、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きなものから順に合計3件記入することとする。

(4) 各主任技術者の資格及び実績（様式9-2～9-5）

本業務を担当する各主任技術者について記入する。

ア 第7に規定する資格状況について記入すること。また、記入した資格を証明する資料（免許証の写し等）を添付すること。

イ 業務実績は、当該主任技術者が携わった実績を記入すること。

(5) 再委託事務所の名称等（様式10）

再委託事務所がある場合は提出する。担当業務には、電気設備、機械設備、積算又は新たに追加する担当業務を記入し、再委託事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

(6) 提案書（様式12）

「第4 計画事業の概要」及び関連資料に基づき、以下のテーマ・課題について提案すること。

提案テーマ	課題
<技術提案テーマ1> 施設整備に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライトオフィス、コワーキング、交流スペースのそれぞれに対する空間デザインの考え方 ・SGDs、ユニバーサルデザインの考え方 ・提供するUXの考え方
<技術提案テーマ2> 地域DX領域の取組みの加速化に対して施設が担う役割	<ul style="list-style-type: none"> ・DX戦略の実現に向けて施設が担う役割 ・KADO、自動運転・MaaS等の地域DX領域の取組みを加速化するために施設が担う役割
<技術提案テーマ3>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市デザイン、にぎわい創出に対する考え方 ・既存施設との連携、動線設計

中心市街地のにぎわい創出に向けた施設のあり方	・上記を踏まえた施設のあり方
<技術提案テーマ4> 市民や事業者からのニーズの収集・反映に対する考え方	・利用者のニーズの収集方法に対する考え方 ・ニーズの分析・反映に対する考え方

- (7) CD-R (DVD-R) に格納する電子データは全て PDF 形式とする。
- (8) 提案書には参加者を特定することができる内容の記述（会社名や実績の名称等）を一切行わず、所定欄に参加者番号を記載すること。
- (9) 提案書はA 3横使い片面とし、合計で2枚以内にまとめるものとする。
- (10) 提案書は文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述すること。使用する言語は日本語、通貨は円とし、文字の大きさは11ポイント以上とする。文章を補完するために必要な概念図や説明図、イメージ図等の挿し込みは可とするが、必要最小限とすること。

5 その他

都合により本プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式13）を提案書の提出期間内に提出すること。

第13 審査

本プロポーザルの審査は、学識経験者や塩尻市、本公社等で構成する審査委員会を設置し、2段階審査方式で実施する。

1 審査方法

(1) 一次審査（提案書、実績及び配置技術者審査）

参加者から提出された提案書等について、審査委員会において書類審査（配点は下記を参照）を実施する。提案書等の提出が3者を超える場合には、上位3者程度を二次審査対象者として選定する。結果は、全ての参加者に対して電子メール及び文書にて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション等審査）

二次審査対象者について、提出された提案書に基づいた非公開プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最優秀者及び次点者を選定する。

ア 日時

令和4年4月13日（水） 午後1時～午後5時

イ 場所

塩尻インキュベーションプラザ 2階 産学連携研修室

ウ ヒアリング等審査時間

参加者によるプレゼンテーションは15分間とする。その後に、審査委員及び事務局から20分程度のヒアリングを行う。

エ ヒアリング出席者

配置予定の管理技術者及びパソコン操作者を含め4名以内とする。なお、管理技術者の出席は必須とする。

オ その他

- (フ) 二次審査は、参加者が提出した提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとする。新たな内容や動画、3D画像（映像）、CG画像（映像）等の提示は認めない。
- (イ) ヒアリング等に使用するパソコンは参加者が用意するものとし、プロジェクター（D-sub 入力）、スクリーン（4:3、105 インチ）及びマイクは事務局で準備したものを使用する。マウスやレーザーポインターは参加者が必要に応じて用意するものとする。なお、予備のプロジェクターの持込みは可能とする。
- (ロ) 配置予定の管理技術者が出席しない場合は、参加を辞退したものとみなし、失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その理由を記載した書面を令和4年4月12日（火）の午後3時までに事務局に電子メールにて提出し、必ず電話連絡を行うこと。その結果、出席できない理由が妥当であると認められた場合は失格とはならないが、当該管理技術者に代わる第三者の出席は認めない。
- (エ) 参加者を特定することができるような発言や着装は行わず、資料中にもそのような記述を行わないこと。
- (オ) 二次審査の順番は、事務局にて抽選で決定し、一次審査の結果と併せて通知する。
- (カ) その他、二次審査に係る留意事項や詳細については、参加資格の結果と併せて通知する。
- (キ) 二次審査は原則として対面実施とするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によってはオンライン開催に振り替える場合がある。オンライン開催とした場合の対応については必要に応じて別途通知するが、通信環境の確認を行っておくこと。なお、オンライン会議ツールは Zoom を想定している。

2 評価項目及び配点

(1) 一次審査

一次審査の評価項目及び配点は下表のとおりとする。

評価項目	配点
参加者の実績	5
配置技術者の資格及び実績	15
実績及び資格評価点	20
技術提案書〈テーマ1〉 施設整備に対する考え方	30
技術提案書〈テーマ2〉 地域DX領域の取組みの加速化に対して施設が担う役割	20
技術提案書〈テーマ3〉 中心市街地のにぎわい創出に向けた施設のあり方	15
技術提案書〈テーマ4〉 市民や事業者からのニーズの収集・反映に対する考え方	15
提案書評価点	80
評価点 合計	100

(2) 二次審査

二次審査は、非公開プレゼンテーション及びヒアリングの内容から、参加者の説明力、コミュニケーション能力、取組み意欲等を総合的に評価する。

なお、二次審査において、一次審査の評価は持ち越さないものとする。

3 審査委員会

審査委員会は、次の4名の委員で組織する。

氏名	所属・役職
不破 泰	信州大学 副学長
藤森 茂樹	(株)しおじり街元気カンパニー 社長
米窪 健一朗	塩尻市 副市長
古畑 耕司	一般財団法人塩尻市振興公社 理事長

4 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年4月13日（水）に二次審査対象者全員に電子メール及び文書にて通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果について、令和4年4月14日（木）に本公社ホームページにて以下の内容を公表する。なお、ア及びイについて、最優秀者の公表は必須とするが、次点者及び二次審査対象者については公表を辞退することもできるものとする。

ア 最優秀者、次点者及び二次審査対象者の名称

イ 最優秀者、次点者及び二次審査対象者の提案書

ウ 参加者全員の評価点（登録番号と評価点のみ）

第14 契約手続き等

1 契約の締結

審査委員会で選定された最優秀者と契約交渉を行うが、次のいずれかに該当する場合は、その者との契約は行わない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当することとなった場合

(2) 塩尻市から入札参加資格制限を受けることとなった場合

(3) 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合

(4) 提案書の無効が判明した場合

(5) その他、本要領に違反した場合

2 契約の成立

最優秀者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本要領に記載の上限価

格以内で随意契約を行う。ただし、最優秀者と契約が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

第15 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、その者を失格とする。

- 1 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合
- 2 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合
- 3 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていなかった場合
- 4 提出を求める必要書類等について、作成方法に違反する表現が記載されている場合
- 5 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていると判明した場合
- 6 審査対象者が二次審査に出席しない場合
- 7 公開日以降、審査委員会委員等関係者に対して直接的又は間接的に接触した場合
- 8 公開日以降、関連資料等に記載のある企業や団体、個人等に対して直接的又は間接的に接触した場合
- 9 第10の規定によらず現場確認を行った場合
- 10 参加資格要件に規定する参加資格要件を欠くに至った場合
- 11 その他、本要領に違反した場合

第16 その他

- 1 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。
- 3 提出された書類等の返却は行わない。
- 4 提出された資料及びその複製は、本プロポーザルに係る一連の手続き以外には使用しない。ただし、当該資料等の提出者の許諾を得た場合にはこの限りではない。
- 5 提案書について、本会社が本プロポーザルに関する公表等に必要と認めるときは、参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。提案書に含まれる第三者の著作権の公表等の使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- 6 提案書に基づく基本設計業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- 7 配置技術者は、原則として変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、事前に本会社の承認を得た上で同等以上の技術者を配置しなければならない。
- 8 本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受託者の協議の上で定める。
- 9 本プロポーザルは設計候補者の選定を目的としており、本会社は提案書の内容に拘束されない。
- 10 業務着手時に別途策定中の基本構想書(仮)を建築計画の参考資料として提供するので、その内容も踏まえた設計案とすること。

- 1 1 実施設計業務及び建設工事は DB 方式を予定しているが、その手続きに本業務の受託者は参加できないものとする。また、本件の DB 事業者の協力企業等となることも認めない。
- 1 2 本プロポーザルは、塩尻市の予算成立及び国庫補助金の採択を前提とした事前準備手続きであり、予算成立及び補助金採択後に効力を生じる業務である。したがって塩尻市の予算が成立しなかった場合又は国庫補助金が不採択となった場合は、委託契約を締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、参加者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。
- 1 3 本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合には、競争性、公平性を十分に考慮した上で適宜事務局が定めるものとする。